

# 「消費税顧問」(Ver.H26.1)

## 消費税 8%対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
まだ保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会  
にお申込をご検討ください。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※)：2014年3月28日(金)  
CD-ROM発送開始日：2014年4月7日(月)

### バージョンアップ対象

Ver.H22.1 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は  
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

## 改正内容

## 消費税法改正の主な内容

### ●消費税率の引き上げ

平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率を合計で5%から8%に引き上げることとされました。

税区分/適用開始日	現行	平成26年4月1日以降
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合計	5.0%	8.0%

※平成26年4月以後も旧税率5%を適用する経過措置が講じられています。

### ●特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、資本金1,000万円未満であっても、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接または間接に支配(50%超出資)する法人を設立した場合は、その設立された法人の設立当初2年間は、資本金1,000万円以上の新設法人と同様に、納税義務が免除されないことになりました。

### ●任意の中間申告制度の創設

平成26年4月1日以後に開始する6月中間申告対象期間に係る課税期間について、直前の課税期間の確定消費税額が48万円(1年分)以下のために中間申告義務のない事業者が、任意に中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合は、中間申告・納付できることとする制度が創設されました。

### ●消費税申告書類様式変更

システムに係る様式の変更内容は、次のとおりです。

消費税及び地方消費税の申告書(一般用)	付表1 旧・新税率別、消費税額計算表 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表(経過措置対象期間)
付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表(一般用)	付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表(一般用)
消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)	付表4 旧・新税率別、消費税額計算表 兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
付表5-(2) 控除対象仕入税額の計算表	消費税簡易課税制度選択届出書
付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書	

## システムの対応予定

### ●帳票の変更

様式変更になった帳票に対応します。

### ●帳票の追加

次の新設届出書3帳票を追加します。

- ・消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
- ・任意の中間申告書を提出する旨の届出書
- ・任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

### ●財務応援 Ai の税率8%項目の取り込み

「データ読み込み」で財務応援 Ai の税率8%の項目に対応します。

## Windows8.1使用時の注意点


Windows8.1 で使用する場合は、消費税顧問のプロパティの互換性の設定の「高 DPI 設定では画面のスケールリングを無効にする」にチェックを入れてからご使用ください。

## 旧申告書の扱いとプログラムの構成について

消費税顧問 Ver.H26.1は平成26年4月1日以降終了事業年度用の申告書のみに対応します。旧申告書を使用する場合は、消費税顧問 Ver.H23.1をお使いください。

消費税顧問 Ver.H26.1は、消費税顧問Ver.H23.1以前とは別のプログラムとしてセットアップするように変更しています。（従来は、消費税顧問は旧バージョンをアンインストールしてからセットアップしていましたが、両方セットアップして、使用することができます）

消費税顧問 Ver.H22、Ver.H23のデータはそのままお使いいただけます。ただし、今回のバージョンは、データの格納フォルダーが別になっているため、旧バージョンのデータをリストアする必要があります。

 **データの互換性について** 連動可能な財務応援 Ai のバージョン以降となります。  
財務応援 Ai 企業会計／公益・社会福祉会計 Ver.5.0（旧社会福祉 Ver.3.3）

タビスランドの改版情報： <http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000360>



保守サービス契約には以下の**特典**があります。  
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

#### ポイント1

**安心電話サポート**  
システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

#### ポイント2

**法改正・機能アップ製品の無償提供**  
法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

#### ポイント3

**原本ディスクの破損交換サービス**  
原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。（年間1回まで）

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください